

改 正 後

個⑥023 (付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

(平成 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		① (あなた)	② (共有者)	③ (共有者)	④ 合 計 等
取 得 し た 土 地 等 資 産	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①	/			円
	各共有者の共有持分 ②	—	—	—	円
	各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (①×②) ③	円	円	円	円
取 得 し た 土 地 等 資 産	土地等の取得対価の額 ④	/			円
	各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	円
	各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④×⑤) ⑥	円	円	円	円
各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③+⑥) ⑦					円
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の 自己資金負担額 ⑧				(A+B+C) 円
	各共有者の 単独債務による 当初借入金額 ⑨				(A+B+C) 円
	当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑩				円
	連帯債務による 当初借入金額 ⑪				円
当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑫					円

- ※1 ①欄及び④欄には、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結しその住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で(付表1)を使用する場合には、(付表1)の2の①の①(増改築等の場合は3の④)の金額及び2の②の①の金額を、それ以外の場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これを「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の④)及び2の③の②の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ②欄及び⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ③と⑥の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑧の金額と⑩の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦-⑧-⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	円
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬÷⑪)	⑭	%	%	%	%
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫×⑭)	⑮	円	円	円	円
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩+⑮)	⑯				100.00

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑮の金額を各共有者の「計算明細書」の④欄及び⑤欄に転記します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改 正 前

個⑥023 (付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署におたずねください。

(平成 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		① (あなた)	② (共有者)	③ (共有者)	④ 合 計 等
取 得 し た 土 地 等 資 産	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①	/			円
	各共有者の共有持分 ②	—	—	—	円
	各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (①×②) ③	円	円	円	円
取 得 し た 土 地 等 資 産	土地等の取得対価の額 ④	/			円
	各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	円
	各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④×⑤) ⑥	円	円	円	円
各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③+⑥) ⑦					円
取 得 し た 資 産 に 係 る 資 金 の 状 況	各共有者の 自己資金負担額 ⑧				(A+B+C) 円
	各共有者の 単独債務による 当初借入金額 ⑨				(A+B+C) 円
	当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑩				円
	連帯債務による 当初借入金額 ⑪				円
当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑫					円

- ※1 ①欄及び④欄には、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結しその住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合で(付表1)を使用する場合には、(付表1)の2の①の①(増改築等の場合は3の④)の金額及び2の②の①の金額を、それ以外の場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の④)及び2の③の②の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ②欄及び⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ③と⑥の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑧の金額と⑩の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦-⑧-⑨)	⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	円
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬÷⑪)	⑭	%	%	%	%
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫×⑭)	⑮	円	円	円	円
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩+⑮)	⑯				100.00

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署におたずねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑮の金額を各共有者の「計算明細書」の④欄及び⑤欄に転記します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。